

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 20 年 12 月 12 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(転換社債等を株式転換する場合等の計理処理)</p> <p>第 9 条 規則第 35 条に規定する転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合は、次に定めるものとし、その計理処理については自主規制委員会が定めるそれぞれの方法により処理するものとする。</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p>2 第 18 号に規定する短期社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいうものとする。</p> <p>第 10 条～第 14 条 (略)</p> <p>(<u>上場投資信託</u>の収益分配金計算書)</p> <p>第 15 条 規則第 63 条第 7 号に規定する<u>上場投資信託収益分配金計算書</u>は、別紙様式第 5 号とする。</p> <p>別紙様式第 1 号～別紙様式第 4 号 (略)</p> <p>別紙様式第 5 号</p> <p style="text-align: center;"><u>上場投資信託収益分配金計算書</u></p> <p>様式 (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 8 条 (同 左)</p> <p>(転換社債等を株式転換する場合等の計理処理)</p> <p>第 9 条 規則第 35 条に規定する転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合は、次に定めるものとし、その計理処理については自主規制委員会が定めるそれぞれの方法により処理するものとする。</p> <p>(1)～(32) (同 左)</p> <p>2 第 18 号に規定する短期社債等は、社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第 33 条の 2 に規定する短期商工債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいうものとする。</p> <p>第 10 条～第 14 条 (同 左)</p> <p>(<u>特定株式投資信託</u>の収益分配金計算書)</p> <p>第 15 条 規則第 63 条第 7 号に規定する<u>特定株式投資信託収益分配金計算書</u>は、別紙様式第 5 号とする。</p> <p>別紙様式第 1 号～別紙様式第 4 号 (同 左)</p> <p>別紙様式第 5 号</p> <p style="text-align: center;"><u>特定投資信託収益分配金計算書</u></p> <p>様式 (同 左)</p>

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>この改正は、平成 年 月 日から実施する。</p> <p>ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 38 条に規定する短期商工債については、第 9 条第 18 号に規定する短期社債等とみなす。</p>	